

平成29年2月21日

## 保険料率改定についてお知らせ

保険料率の設定が、事業所にお勤めの方は平成29年3月分保険料から、任意継続被保険者の方は平成29年4月分保険料から下表のとおり変更致します。

### 【変更前】

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険料	100/1000	基本保険料 59.282/1000	事業主	50/1000
		特定保険料 39.498/1000	被保険者	50/1000
		調整保険料 1.22/1000		
介護保険料	17/1000		事業主	8.5/1000
			被保険者	8.5/1000

### 【変更後】

保 険 料 率			【 負 担 割 合 】	
健康保険料	100/1000	基本保険料 56.818/1000	事業主	50/1000
		特定保険料 42.022/1000	被保険者	50/1000
		調整保険料 1.16/1000		
介護保険料	18/1000		事業主	9/1000
			被保険者	9/1000

- 基本保険料 . . . 当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
- 特定保険料 . . . 高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
- 調整保険料 . . . 全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料

※ 介護保険2号被保険者（満40歳～65歳未満）以外の被保険者は健康保険料のみとなります。